

第55回部落問題研究者集会第1日全体会報告要旨（2017年10月28日） 第1日全体会テーマ

日本社会の民主的発展と部落問題研究

—成果と方法の継承・発展をめざして—

報告1 近代日本の社会問題の歴史研究—部落問題、ハンセン病問題—

猪飼隆明（大阪大学名誉教授）

ハンセン病者は古くから存在し、前近代社会においては、ある特殊な事情によって共同体から排除され、あるいは逃亡し「物吉」等に組織されるものがいたが、そのほとんどは共同体にあって生産活動に従事し、また救恤の対象（「鰥寡孤独廢疾」の「廢疾」として）でもあったと思われる。「浮浪癩」とよばれる浮浪・徘徊するハンセン病者は、近代固有の存在形態であると考えてよいだろう。封建的身分的差別が、遺制として近代社会に改めて定置され再生産された被差別部落も、その存在は近代の差別の問題として認識されなければならないだろうが、両者には明らかな相違があることも重要である。ハンセン病者は、近代統一国家形成過程の、とりわけ学制・徴兵制等画一的政策の実施過程で、病者特有の病状や病痕ゆえに排除され始め、またハンセン病が伝染病であることが明らかにされることによって、その極めて緩慢な伝染性にもかかわらず恐怖が喧伝され、共同体や家族までからも排除されることが起きる、これが浮浪・徘徊を生み出したのである。それでもなお、病者の多くが家庭の中において家族成員の一人として生産活動を担っていたであろうことは留意されなければならない。

このハンセン病者に対する政策は、一九〇七（明治四〇）年成立の最初の法律第十一号「癩予防ニ関スル件」に始まるが、その法およびそれによって設けられた連合道府県立の療養所の患者たちのありようについて、どのように認識すべきなのか。

まず、法の制定についていえば、「坊主憎けりや袈裟まで」の類の、非歴史的認識はともかく、興味深いのは、政治家と官僚の関係である。光田健輔といった医師に動かされて、病者の隔離に向けてファナティックに対応して法形成を急かす一部の政治家たちと、ハンセン病という病気に国家は今何をなすべきかについて冷静な対応を行いうる官僚（内務衛生官僚窪田静太郎）との対比を、ここに明瞭に見ることができる。こうした事実を踏まえて、この期ハンセン病政策の歴史的な位置づけを、行旅病人等に対する

諸政策と併せてできればと思う。

ついで、療養所内の病者たちについては、取り締まられる対象、治安の対象、気の毒な存在としてではなく、彼らの主張や行動・活動を、一個の人格の叫びとして捉えなければならないと思う。そうした時、私たちは彼らの運動がいかにか創造的で豊かであるか認識できるであろうし、病者たちと療養所の医師たちとの人間的諸関係の存在について、また療養所の中の病者たちと外の世界、外の人たち（病者も健常者も）の営みとが有機的關係で結びつけられている事実を発見できるだろうと思う。

さて、安倍政権のもとで、国家が自らファッション化しつつあり、「個人として尊重され」るべき国民、「生命、自由及び幸福追求」の権利を保障されるべき国民、「法の下での平等」が保障されるべき国民（日本国憲法第十三条・第十四条）が蔑ろにされつつあるいま、死を身近に、また間近に感じつつ生きなければならない病者の尊厳をかけた苦闘は、私たちに大きなものを提供してくれていると思う。